

令和5年7月5日

福島市電子図書館の学校連携 ～ 学校のタブレット端末による電子書籍の利用スタート！～

市内小中学校の全児童・生徒に対して、本年2月にサービス開始した「福島市電子図書館(以下「電子図書館」)の利用者IDを付与しました。これにより、全児童・生徒に1人1台配付されているタブレット端末から電子図書館にアクセスして、読書や調べ学習等に利用することができるようになりました。

記

1. 事業概要

電子図書館を利用するためには、市内図書館または、分館、学習センター図書室で図書貸出券の交付を受ける必要がありますが、電子図書館の利用者IDの付与により、図書貸出券がなくても、利用が可能となるものです。

2. 対象者

・市内小中学校に在籍する全児童・生徒：

小学校約1万3千人 中学生約7千人 計 約2万人

※ 小中学校の教職員についても利用者IDを付与

3. 利用開始日

市立小中学校は7月5日（水）以降順次

【小学校 43校、中学校 19校、特別支援学校（小学部、中学部）1校】

※市立小中学校以外（私立など）は各校ごとに個別に調整

4. 貸出ルール 一般の電子図書館利用と同様

5. その他

・学校図書館の機能の充実を図るため、学校図書館の電子化（データによる図書の管理）と学校間や市立図書館と連携するシステムの整備を現在進めております。

6. 取材案内

・児童生徒がタブレット端末で読書している姿を取材できる機会を提供いたします。取材を希望される場合は、学校へご連絡ください。

・日時 令和5年7月10日(月) 午前9時25分～午前10時10分

・会場 福島第一小学校(福島市杉妻町1-24)

・連絡先 福島第一小学校 教頭 青柳 024-523-1366

担当：教育委員会 市立図書館 図書サービス係
館長 安藤 係長 鈴木
電話 024-531-6551 (直通)

学校のタブレット端末による電子書籍の利用開始！

「福島市電子図書館」が使えるようになります

7/5(水)
以降順次

市内小中学校の全児童・生徒に対して「福島市電子図書館」の利用者IDを付与します。これにより1人1台に配付されているタブレット端末から電子図書館にアクセスして、読書や調べ学習等に利用することができます。

対象者

- ・市内小中学校に在籍する全児童・生徒 約2万人
- ※ 教職員についても、利用者IDを付与

利用開始日

- ・市立小中学校は7月5日以降順次
- ※ 市立小中学校以外（私立など）は各校ごとに調整

貸出ルール

- ・1人2点まで、14日間までの貸出が可能
- ・1回に限り、14日間延長可能
- ・貸出期間を過ぎると自動的に返却
- ・予約2点まで、3日間の取り置き

※ 一般の電子図書館利用と同様

